

子どもの居場所を探しています

発達障がいや事情により児童センターや自宅で過ごせない子や課題のある子の勉強や放課後過ごせる居場所を探しています。



学習やプレイルームとして利用できる場所を貸してください。
(賃貸料金についてはご相談)

青木小・中学校から徒歩10分以内が希望です
(車で5分程度)

- ・ 学習室・プレイルームなどとして利用できる8畳以上の部屋が2つ以上ある場所
- ・ トイレが利用可能
- ・ 2台以上車が駐車できるもしくは近くに駐車スペースがある
- ・ 元お店などでも可能です

利用されるお子さんが増え年齢や成長に合わせ、より充実したサービスを提供するために、青木村に2ヶ所目の居場所を探しています。学校周辺で、学習や室内で過ごせる居心地のいい場所を作りたいと思っています。ぜひ、私達の活動にご協力してください。

一緒に居場所で下校後の子たちと一緒に過ごしてくれる**パートスタッフ**やボランティアも募集しています。

パート支援員 学校のある日 13:30~18:00 長期休暇 9:00~16:00 ※可能であれば

時給 900~1,200円 未経験者でも可能(保育士などの児童関連資格所有者優遇)

詳しくは、NPO法人たんとホームページ「採用情報」でご確認もしくは、TELでご連絡ください。

コラム ~発達障がいとは その2~

実際に「発達障がい」の方は周りにどのくらいいるのでしょうか？

今までは、発達障がいもしくはなんらかの生活に困難のある特徴を持った方、特にお子さんに関しては20人に1人の割合で周りに存在しているとされていました。

それが、先日鳥取県の研究結果のまとめが毎日新聞で取り上げられましたが、そこには約6万人の生徒のうち3500人に何らかの発達障がいがあるという結果になったそうです。

これは全体のうち6.1%にあたります。16人に1人の割合で存在するという結果になります。

すでに発達障がいは珍しい存在ではなくなってきています。

とは言っても、実際に「障がい」と診断される中で一番のポイントは何でしょうか？

身体が不自由？勉強ができない？言葉がわからない？自分の行動を上手にコントロールすることが難しい？

気持ちが落ち込んで閉まって動くことができない？やる気が湧かない？気持ちがざわざわしてしまう？

大きい音や子どものような甲高い声が苦手？人混みが苦手？

どれも障がい者の特徴の1つとして挙げられるものですがどうでしょうか？当てはまる人は全員、障がい者ですか？

これを読んでいただいている皆さんもこの中で1つは当てはまる事があるかもしれません。

今から1分間でいいので考えてみてください。【続きは、裏面に】



【就学児へのサービス】

就学児童へのサービスは「放課後等デイサービス」といいます。

対象者は6歳（小学校1年生）から18歳（高校3年生）までのお子さんが利用することができる福祉サービスです。未就学のお子さんとは違い、

療育トレーニングなどは基本的には行いませんが日常生活のリズムを作るためのルールや工夫を提案しながら楽しくみんなと過ごして家族の迎えを待つ時間を提供しています。

現在は、小学生のみなさんが毎日利用していただいております。学校が終わってから自宅に帰るまでの数時間を過ごしていただいております。

来所後は、「机時間」というものを設けており、帰ってきたら机に座り宿題をする時間を身に付けていただき、その後、自由時間を過ごしています。

利用される方は、発達障がいやなんらかの障がいをお持ちの方で、児童センターなどで一人もしくは、友だちと一緒に過ごすことが苦手な方が利用されています。



コラム ～発達障がいとは その2の続き～ さて、どうでしょうか？

インターネットや雑誌でも「あなたのADHD度とか、うつ病チェック」など、ちょっとしたチェックリストなんかありますが、多くの方は「え？やっぱりそうなのか」なんて結果になった人もいるのではないですか？

かくゆう私も、その手のチェックリストをやってみると結構な確率でそこそこの点数が取れます。

なぜでしょうかね？結局、チェックリストに載っている項目は人間が多かれ少なかれ誰でも持っている特徴だからです。ただ、その特徴が他の人より飛び抜けて高いもしくは、その逆に人より感じない方も多くいらっしゃり、その中の何%の方が医療機関を受診して「障がい」と診断されています。

ということは、その特徴を持っていても全員が障がいではないということです。ということは、何か確定されるための決定的なものがあるということです。

それは「日常生活が、その特徴によって著しく困難な状態にある」ということが認められるかどうかということです。

それは誰でもということではなく、かなりその特徴により苦しんでいる状態ということです。

そして、その特徴は無くなることはありません。

でも、実は昔は障がいだったものが障がいでは無くなってしまった事があります。

それは、視覚障がいの中の特徴の一つでもある「視力」です。しかし、視力が弱い（見えない）だけでは障がいにはなりません。なぜ視力だけでは障がいにならなくなってしまったのでしょうか？現在、日本には視力により日常生活が困難な方がかなりの人数いらっしゃるそうです。正確な人数は分かりませんが、今は2～3人に1人の方が何らかの視力に問題があるとされています。近視、遠視、老眼などがそれにあたります。そう、コンタクトやメガネをかけている方は、メガネをかけたりしなければ、中には日常生活が著しく困難な方もいらっしゃるはずですよ。

でも、そんな皆さんは障がい者ではありませんよね？それは、メガネやコンタクトレンズという道具（工夫）をすることで問題無く生活を送ることができるようになります。と、いうことはメガネなどがなければもしかしたら、多くの方が障がい者と呼ばれていたのかもしれない。

視力だけで生活しづらい方は、生活の工夫や道具や環境で問題無く生活することができるようになっていきます。

今、発達障がいの診断を受けている方は、困っていることが私たちより強く出ている方ですが、工夫や環境が整うことで、他の方達と同じ生活が送れるんだということをなんとなくイメージしていただけたら嬉しいなと思います。

たんとキッズあおき（NPO法人たんと。）

TEL 0268-75-6789

青木村田沢3075-1

■開所時間 9:00-17:00

■定休日 土日祝日

NPO法人たんと

